

様式第4(第6条関係)

工 事 成 績 採 点 表 (建築工事)

令和〇〇年〇月〇〇日作成
〇〇〇〇〇〇〇(部署名を記入)

施工年度																契約番号															
起工番号																検査番号 ※9															
工事名																契約金額(最終)															
工事場所																工 期	~														
受注者名																変更契約回数															
現場代理人名																完成年月日															
監理(主任)技術者名																検査合格日															
考 査 項 目		①監督員						②工事所管課長等								③検査員															
		氏名						氏名								氏名															
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価								
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																									
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																									
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10										+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15									
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10		+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15																	
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10		+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15																	
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																									
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5										+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20									
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5										+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25									
	III 出来ばえ															+5	-	+2.5	-	0	-5	-									
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)							0																							
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)	0			-	-																									
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※4)							+10	+7.5	+5	+2.5	0	-	-																	
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点						点								点															
評 定 点 (※1)		① 点						② 点								③ 点															
評 定 点 計		(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4)= 評定点計 点																													
7. 法令遵守等(※5)				点	法令遵守等の該当事由																										
評 定 点 合 計 (※6)		点 評定点計 (点) - 7. 法令遵守等 (点) = 点																													
所 見 (※7)		監督員																													
		工事所管課長等																													
		検査員																													

※1 6 5 点+加減点合計 (1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6) とする。
各評定点 (①～③) は小数第 1 位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、「監督員」からの報告を受けて「工事所管課長等」が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※5 法令遵守等は減点評価のみとし、「工事所管課長等」が行う。

※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※7 所見欄には評定結果の概要を記載する。

※8 各考查項目ごとの採点は、様式第 6 考查項目別運用表 (建築工事) によるものとする。

※9 記入しないこととする。

細目別評定点採点表(建築工事)

工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者 名	

項目	細別	①監督員	②工事所管課長等	③検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点			3.3点	
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点			4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	13点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点		8.1点	
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点		8.8点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点			3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点		7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点			5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点		5.2点	
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点			
評定点合計					100点	

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

考査項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-1(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ ① 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ ② 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ③ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ④ 現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 ☐ ⑤ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ ⑥ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ ⑦ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ ⑧ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ☐ ⑨ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩ その他 理由：	
		(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 施工体制が優れている。 b: 施工体制が良好である。 c: 施工体制が適切である。 d: 施工体制がやや不適切である。 e: 施工体制が不適切である。			
該当項目が90%以上 …………… a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満 …… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が80%未満 …………… c	③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100		
	評価＝	項	

※1. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

考查項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-2(第6条関係)

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	☐ ☐ ① 現場代理人として、工事全体の把握ができている。 ☐ ☐ ② 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 ☐ ☐ ③ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ ☐ ④ 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ ☐ ⑤ 書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ ☐ ⑥ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ ☐ ⑦ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ☐ ☐ ⑧ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ☐ ☐ ⑨ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ ☐ ⑩ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ ☐ ⑪ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ ☐ ⑫ 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ☐ ⑬ その他 理由:	
		(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 配置技術者として優れている。 b: 配置技術者として良好である。 c: 配置技術者として適切である。 d: 配置技術者としてやや不適切である。 e: 配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上 …………… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 …… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満 …………… c		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
	評価＝	項	

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※3. 特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。

※4. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

審査項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-3(第6条関係)

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ ① 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ☐ ② 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 ☐ ③ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ ④ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ ⑤ 施工計画書に基づき、出来形・品質の管理を常時適切に行っている。 ☐ ⑥ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ☐ ⑦ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 ☐ ⑧ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ ⑨ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ☐ ⑩ 現場内での整理整頓が、常時行われている。 ☐ ⑪ 使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 ☐ ⑫ 社内検査が計画的に行われている。 ☐ ⑬ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ☐ ⑭ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ⑮ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ☐ ⑯ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑰ その他 理由:	
		(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 ...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価 =	項	

※1. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

考査項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-4(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ ① 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ ② 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ ③ 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ ④ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ ⑤ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ☐ ⑥ 受注者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ ⑦ 休日・代休の確保を行っている。 ☐ ⑧ 近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ ⑨ 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩ その他 理由：	
		(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上 …………… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 …… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満 …………… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	

※1. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

審査項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-5(第6条関係)

審査項目	細 別	対象	評価対象項目				
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ ① 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ ② 店社バトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ ③ 各種安全バトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ☐ ④ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☐ ⑤ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☐ ⑥ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ ⑦ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ ⑧ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ⑨ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑩ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑪ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ ⑫ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ ⑬ 過積載防止に十分に取り組んでいる。 ☐ ⑭ 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑮ その他 理由:	(減点) 該当すればc評価とする。 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 (減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。				
		評価 a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。 <table border="1"> <tr> <td>該当項目が90%以上 …………… a</td> <td>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が80%以上90%未満 …… b</td> <td>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が80%未満 …………… c</td> <td>③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100</td> </tr> </table>		該当項目が90%以上 …………… a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	該当項目が80%以上90%未満 …… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が90%以上 …………… a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。						
該当項目が80%以上90%未満 …… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。						
該当項目が80%未満 …………… c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100						
	評価＝	項					

※1. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

審査項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-6(第6条関係)

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	IV. 対外関係	☐ ① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ② 工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ ③ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ☐ ④ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ☐ ⑤ 近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☐ ⑥ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 ☐ ⑦ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑧ その他 理由:	
		(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 対外関係が優れている。 b: 対外関係が良好である。 c: 対外関係が適切である。 d: 対外関係がやや不適切である。 e: 対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上 …………… a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満 …… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が80%未満 …………… c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100		
	評価 =	項	

※1. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

考査項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-7(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ ① 承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ ② 施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ ③ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ ④ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ ⑤ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ ⑥ 出来形の管理方法を工夫している。 ☐ ⑦ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ ⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑨ その他 理由：	
		(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。	
評価			
a: 出来形が優れている。 b: 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 ...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満	c	③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
	評価＝	項	

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※2. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

考査項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-8(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事	☐	☐ ① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
		☐	☐ ② 品質確認記録の内容が、適切である。
	工事比率	☐	☐ ③ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
		☐	☐ ④ 躯体工事における施工の品質が、良好である。
		☐	☐ ⑤ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
		☐	☐ ⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		☐	☐ ⑦ その他
			理由:
			(減点) 該当すればd評価とする。
			☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			(減点) 該当すればe評価とする。
			☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 …………… a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満 …… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が80%未満 …………… c	③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100		
	評価＝	項	

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)
- ※4. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

考査項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-9(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	☐	☐ ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ② 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ④ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦ その他 理由:
	電気設備工事	☐	
	受変電設備工事	☐	
	工事比率	☐	
		☐	
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 …………… a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満 …… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が80%未満 …………… c	③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100		
	評価＝	項	

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)
- ※4. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

考查項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-10(第6条関係)

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	☐	☐ ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ② 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ④ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦ その他 理由:
	暖冷房衛生設備工事	☐	
	機械設備工事	☐	
	工事比率	☐	
		☐	
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 …………… a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満 …… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が80%未満 …………… c	③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100		
	評価＝	項	

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

※5. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

品質の評価計＝ c	
-----------	--

審査項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-11(第6条関係)

(創意1/2)

審査項目	細別	評価対象項目	
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係	☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他 理由:	
		詳細評価内容:	
	■施工関係	☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他 理由:	
		詳細評価内容:	
		■品質関係	☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他 理由:
			詳細評価内容:

考査項目別運用表(建築工事)

監督員用

様式第6-12(第6条関係)

(創意2/2)

考査項目	細別	評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	☐ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工管理関係	☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 ☐ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■その他	<新技術活用>※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。 以下の項目評価に当たっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。 ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 ☐ (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(3点) ☐ (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点) ☐ (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点) ☐ (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(2点) ☐ (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(1点) ※ ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※ 複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術に対し各項目の 加点点数を掛け合わせたものを評価点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 <その他> ☐ その他 理由：
(最大 7点)		詳細評価内容：
評 点 計＝ 点		

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、工事所管課長等が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。
- ※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。
- ※6. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。

考査項目別運用表(建築工事)

工事所管課長等用

様式第6-13(第6条関係)

考査項目	細 別	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ ① 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ② 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ ③ 近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ ④ 配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ ⑤ その他 理由: (減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。
		詳細評価内容:
		a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。
		評価＝ a: 5～4点、 b: 3～2点、 c: 1点以下
2. 施工状況	III. 安全対策	☐ ① 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ ② 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ ③ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ ④ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ ⑤ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ ⑥ その他 理由: (減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。
		詳細評価内容:
		a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。
		評価＝ a: 6～4点、 b: 3～2点、 c: 1点以下
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ ① 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ☐ ② 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ☐ ③ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ☐ ④ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ ⑤ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ☐ ⑥ その他 理由: (減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 地域への貢献が不十分であった。
		詳細評価内容:
		a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。
		評価＝ a: 6～5点、 a': 4点、 b: 3点、 b': 2点、 c: 1点以下

※1. 工事所管課長等は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う、

※2. 通常はC評価。評価対象項目を総合的に勘案して評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果がかった内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目別運用表(建築工事)

工事所管課長等用

様式第6-14(第6条関係)

(特性1/3)

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他(理由:) 詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・ 建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・ 電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 ・ 研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・ 特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・ 特殊な設備システムを採用した工事 ・ 免震装置を設ける工事 ・ 大規模な山留め工法が必要な工事 ・ 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・ 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 詳細評価内容:
	評 点 = 点	

考査項目別運用表(建築工事)

工事所管課長等用

様式第6-15(第6条関係)

(特性2/3)

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・ 地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・ 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工ペースの制限を受けた工事 詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■ 厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 地中埋設物等の作業障害 ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・ 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・ 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・ 場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・ 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・ 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 詳細評価内容:
	評 点 = 点	

考査項目別運用表(建築工事)

工事所管課長等用

様式第6-16(第6条関係)

(特性3/3)

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 ☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施エャードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ その他(理由:)
(最大 20点)		詳細評価内容:
評点計= 点	評点= 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

審査項目別運用表(建築工事)

工事所管課長等用

様式第6-17(第6条関係)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	点数	措置内容
	●	該当無し
	○ -20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ -15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ - 8 点	5.文書注意
	○ - 5 点	6.口頭注意
	○ - 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)
	□ 0 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等
① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、主任技術者、受注企業の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督員からの文書注意、口頭注意等)は、工事所管課長等の評価対象項目である安全対策において減点をする。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。 ⑥ 原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができる。 【上記で評価する場合の適応事例】 ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。 ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 ・ 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 16.引き渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。 ・ 17.低コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 19.受注者が工事請負契約書第7条の2の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人としていることが判明した。 ・ 20.その他 理由:		

考査項目別運用表(建築工事)

検査員用

様式第6-18(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ ① 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ ② 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ ③ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ ④ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ ⑤ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑥ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ ⑦ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑧ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑨ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分にしていることが確認できる。 ☐ ⑩ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ ⑪ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 ☐ ⑫ その他 理由:	
		(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上 a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満 ... b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が80%未満 c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100		
	評価＝	項	

※1. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

考査項目別運用表(建築工事)

検査員用

様式第6-19(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	☐ ① 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ② 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ③ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ ④ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ ⑤ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ ⑥ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ ⑦ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ ⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ ⑨ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ ⑩ その他 理由：	
		(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。	
評価			
a: 出来形が特に優れている。 a': 出来形が優れている。 b: 出来形が特に良好である。 b': 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上 …………… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 …… a'		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満 …… b		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%以上70%未満 …… b'			
該当項目が60%未満 …………… c			
	評価＝	項	

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※2. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

考査項目別運用表(建築工事)

検査員用

様式第6-20(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事	☐	☐ ① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
		☐	☐ ③ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
		☐	☐ ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
		☐	☐ ⑤ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ⑥ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ⑦ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		☐	☐ ⑧ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		☐	☐ ⑨ その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		☐	☐ ⑩ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
☐	☐ ⑪ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。		
☐	☐ ⑫ その他		
			理由:
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 …………… a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満 …… a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が70%以上80%未満 …… b	③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100		
該当項目が60%以上70%未満 …… b'			
該当項目が60%未満 …………… c			
	評価＝	項	

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

※4. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

考査項目別運用表(建築工事)

検査員用

様式第6-21(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	電気設備工事	☐ ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐ ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
	受変電設備工事		☐ ③ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
			☐ ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
	工事比率		☐ ⑤ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐ ⑥ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			☐ ⑦ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐ ⑧ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			☐ ⑨ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
			☐ ⑩ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
☐ ⑪ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。			
☐ ⑫ その他			
		理由:	
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 ... a' 該当項目が70%以上80%未満 ... b 該当項目が60%以上70%未満 ... b' 該当項目が60%未満 c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

※4. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

考査項目別運用表(建築工事)

検査員用

様式第6-22(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	☐	☐ ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
	暖冷房衛生設備工事	☐	☐ ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
	機械設備工事	☐	☐ ③ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事比率	☐	☐ ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
		☐	☐ ⑤ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ⑥ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
		☐	☐ ⑦ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ⑧ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
		☐	☐ ⑨ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		☐	☐ ⑩ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		☐ ⑪ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。	
		☐ ⑫ その他	
		理由:	
		(減点) 該当すればd評価とする。	
		☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
		(減点) 該当すればe評価とする。	
		☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。	
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 …………… a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満 …… a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が70%以上80%未満 …… b	③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100		
該当項目が60%以上70%未満 …… b'			
該当項目が60%未満 …………… c			
	評価＝	項	

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

※5. 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。

品質の評価計＝	
---------	--

考査項目別運用表(建築工事)

検査員用

様式第6-23(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 建築工事	☐	☐ ① きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
		☐	☐ ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	工事比率	☐	☐ ③ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
		☐	☐ ④ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		☐	☐ ⑤ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		☐	☐ ⑥ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
		☐	☐ ⑦ 保全に配慮した施工がなされている。
		☐	☐ ⑧ その他
			理由:
			(減点) 該当すればd評価とする。
			☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 ... b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満 c		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

考査項目別運用表(建築工事)

検査員用

様式第6-24(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	☐	☐ ① きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ④ 環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑤ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑥ その他 理由:
	電気設備工事	☐	
	受変電設備工事	☐	
	工事比率	☐	
		☐	
		☐	
		(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。	
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 …………… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 …… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満 …………… c		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

考査項目別運用表(建築工事)

検査員用

様式第6-25(第6条関係)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 暖冷房衛生設備工 事 機械設備工事	☐	☐ ① きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ④ 環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑤ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑥ その他 理由:
		☐	
		☐	
		☐	
	工事比率	☐	
		☐	
		☐	
		☐	
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 …………… a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満 …… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が80%未満 …………… c	③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100		
	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。		
	評価＝	項	

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

出来ばえの評価計＝	
-----------	--